【総合政策部】

所 管 課 名	+ + + 0 2 +	ニュギナム・マッス・ナット・セ	公 開	の 方 法	見ることが	明覧なる担託	##
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
市町村課 028-623-2113	住基ネットの本人確認情報	住民票に記載のある自己の氏名、出 生の年月日、男女の別、住所、個人 番号等		〇 (後日郵送)	本人 又はその 法定代理 人		住民基本台帳法第30条の3 2
地域振興課 028-623-2267	地価調査の標準価格一覧	基準地の所在・価格・地積・形状・利 用現況等	0	コピー可 (県民プラザ)	誰でも	地域振興課 県HP 県民プラザ(配架) 各市役所、町役場	〇国土利用計画法施行令第 9条第5号 〇栃木県地価調査事業事務 取扱要領第11条
地域振興課 028-623-2267	地価調査の基準地位置図	基準地の位置・価格	0	コピー可 (県民プラザ)	誰でも	地域振興課 県民プラザ(配架) 各市役所、町役場	〇国土利用計画法施行令第 9条第5号 〇栃木県地価調査事業事務 取扱要領第11条
地域振興課 028-623-2267	土地分類調査	地形分類、表層地質、土壌、土地利 用現況等	0		誰でも	地域振興課	国土調査法第21条
地域振興課 028-623-2267	栃木県土地利用基本計画	都市地域、農業地域、森林地域、自 然公園地域、自然保全地域	0	コピー可 (県民プラザ)	誰でも	地域振興課(計画書 のみ) 県民プラザ(配架) (計画書のみ) 県HP(計画書のみ)	国土利用計画法第9条第13 項、第14項
地域振興課 028-623-2267	不動産鑑定業者登録簿等	名称(商号)、氏名、役員氏名、事務所 名称、同所在地、専任不動産鑑定士 氏名、過去1年間における事業実績 の概要等	0		誰でも	地域振興課	〇不動産の鑑定評価に関する法律第31条第1項 〇同法施行令第3条 〇栃木県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則第2条

【経営管理部】

所 管 課 名	文書等の名称	記載されている主な情報	公 開	の方法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	人 青 寺 の 名 州	記載されている土は有報	閲覧•縦覧	写し	できる人	阅見寺の場所	似 拠 法 市 寺
行政改革ICT推進 課 028-623-2226	審査基準	申請による処分等を行うに際し、判断の根拠となる基準	0		誰でも	各課室所	〇行政手続法第5条第3項 〇栃木県行政手続条例第5 条第3項
行政改革ICT推進 課 028-623-2226	標準処理期間	申請による処分等を行うに際し、処分 をするまでに要する期間	0		誰でも	各課室所	〇行政手続法第6条 〇栃木県行政手続条例第6 条
行政改革ICT推進 課 028-623-2226	処分基準	不利益処分を行う際に判断の根拠と なる基準	0		誰でも	各課室所	〇行政手続法第12条第1項 〇栃木県行政手続条例第12 条第1項
行政改革ICT推進 課 028-623-2226	調書又は資料	不利益処分に係る調書、資料	0		当事者参加人	各課室所	〇行政手続法第18条第1項 〇栃木県聴聞手続規則第6 条 〇栃木県行政手続条例第18 条第1項
行政改革ICT推進 課 028-623-2226	聴聞調書及び報告書	聴聞の経過を記載した調書と当事者 等の主張に対する意見を記載した報 告書	0		当事者参加人	各課室所	〇行政手続法第24条第4項 〇栃木県聴聞手続規則第14 条 〇栃木県行政手続条例第24 条第4項
行政改革ICT推進 課 028-623-2226	包括外部監査契約先の資格書面	包括外部監査契約締結先の資格の証	〇 契約期間		誰でも	監査委員事務局	〇地方自治法施行令第174 条の49の25第2項 〇栃木県外部監査契約を締 結しようとする相手方の資格 を証する書面の閲覧に関する 規則

所管課名	文書等の名称	記載されている主な情報	公 開	の方法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	V = 4.0 (1.10)	IDEAC TO CO OF SHAK	閲覧•縦覧	写し	できる人		IX IX IX II II
行政改革ICT推進 課 028-623-2226	公益法人の財産目録等	公益法人が行政庁に対し提出した財産目録等	0			HP 【公益法人 information】 https://www.koeki- info.go.jp/	公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律 第22条
	移行法人の公益目的支出計画実 施報告書	移行法人が行政庁に対し提出した公 益目的支出計画の実施の状況	0			HP 【公益法人 information】 https://www.koeki- info.go.jp/	一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律及び公益 社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施 行に伴う関連法律の整備等 に関する法律第127条
(情報公開推進室)	資産等報告書、資産等補充報告 書、所得等報告書、関連会社等報 告書	栃木県知事が保有する資産内容	0		誰でも	文書学事課 (情報公開推進室)	〇政治倫理の確立のための 栃木県知事の資産等の公開 に関する条例第5条 〇栃木県知事の資産等の公 開に関する規則第10条

【県民文化スポーツ部】

所 管 課 名	1 7 4 2 5 7		公 開	の 方 法	見ることが	99 <i>56-6</i> 6 - 19 - 4	ID In al. A ff
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
県民協働推進課 028-623-3422	【設立認証申請中のNPO法人に係る情報】 定款、役員名簿、設立趣旨書、設立初年度・翌年度の事業計画・活動予算書	役員の氏名・報酬の有無	〇 申請受理日 から2週間		誰でも	県民協働推進課	特定非営利活動促進法第10 条第2項
県民協働推進課 028-623-3422	【定款変更認証申請中のNPO法人 に係る情報】 定款(活動の種類及び事業に係る 変更の場合は、定款、定款変更初 年度、翌年度の事業計画・活動予 算書)	変更後の定款 変更後2事業年度の事業計画・活動 予算	〇 申請受理日 から2週間		誰でも	県民協働推進課	特定非営利活動促進法第25 条第5項
県民協働推進課 028-623-3422	【合併認証申請中のNPO法人に係 る情報】 定款、役員名簿、合併趣旨書、合併 初年度・翌年度の事業計画・活動 予算書	役員の氏名・報酬の有無	〇 申請受理日 から2週間		誰でも	県民協働推進課	特定非営利活動促進法第34 条第5項
県民協働推進課 028-623-3422	【県所管のNPO法人に係る情報】 事業報告書等(事業報告書、活動 計算書、貸借対照表、計算書類の 注記、財産目録、年間役員名簿、社 員名簿)、役員名簿、定款等	事業内容※、収益、費用の状況※、財産※、役員の氏名、報酬の有無※、10名以上の社員の氏名※、定款、認証書、登記に関する内容 ※過去5年間に提出を受けたものに限る。	0	O ⊐ピー可	誰でも	県民協働推進課	〇特定非営利活動促進法第 30条 〇特定非営利活動促進法施 行条例第6条

所 管 課 名	文書等の名称	記載されている主な情報	公 開	の方法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	人 目 み の ^石 が	ロロギルとイルとマーの上った「日十以	閲覧·縦覧	写し	できる人	风免节砂砌川	IK IZ IZ IJ 47
県民協働推進課 128-623-3423	認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類前事業年度の役員報酬又は職員前事業年度の収益の明細等	認定等の申請時における認定基準への適合、欠格事由の非該当、寄附金を充当する予定の事業の内容前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程※前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項、海外への送金等の状況等※助成金の支給状況※海外への送金等の予定※ ※ 過去5年間(特例認定NPO法人の場合は過去3年間)に提出を受けたものに限る。	0	O ⊐ピ–	誰でも	県民協働推進課	〇特定非営利活動促進法第 56条及び第62条 〇特定非営利活動促進法施 行条例第11条及び第15条
充計課 128-623-2255	県統計調査の結果	統計調査集計結果	0	コピー可 (県民プラザ)	誰でも	県HP 県民プラザ (配架)	栃木県統計調査条例第7条

【環境森林部】

所管課名			公 開	 の 方 法	見ることが		
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
環境森林政策課 028-623-3185	栃木県環境基本計画	環境の保全に関する目標・施策の方 向等	0	コピー可 (県民プラザ)	誰でも	県民プラザ(配架)	栃木県環境基本条例第10条 第4項
	環境影響評価方法書及びこれを要 約した書類	事業者氏名・住所、事業の名称・目的・内容、対象事業実施区域・周囲の概況・環境影響を受ける範囲、環境評価項目、調査・予測・評価の手法	O 公告日から 1か月間		誰でも	環境森林政策課等 県民プラザ (配架) (都市計画事業においては都市計画決定 権者の事務所等)	栃木県環境影響評価条例第 6条第1項 (都市計画事業については同 条例第33条)
環境森林政策課 028-623-3294	環境影響評価準備書及びこれを要 約した書類	事業者氏名・住所、事業の名称・目的・内容、対象事業実施区域・周囲の概況、環境影響を受ける範囲、方法書に係る意見の概要、知事の意見、それらに対する事業者の見解、環境影響評価項目、調査・予測・評価の手法、環境影響評価結果	〇 公告日から 1か月間		誰でも	環境森林政策課等 県民プラザ (配架) (都市計画事業においては都市計画決定 権者の事務所等)	栃木県環境影響評価条例第 12条第1項 (都市計画事業については同 条例第33条)
環境森林政策課 028-623-3294	環境影響評価書及びこれを要約し た書類	準備書の記載事項に検討、修正を加えた環境影響評価の結果、準備書に係る知事等からの意見及びそれに対する事業者の見解等	〇 公告日から 1か月間		誰でも	環境森林政策課等 県民プラザ (配架) (都市計画事業においては都市計画決定 権者の事務所等)	栃木県環境影響評価条例第 19条第1項 (都市計画事業については同 条例第33条)
環境森林政策課 028-623-3294	事後調査報告書	事後調査の結果、環境の保全のため の措置の実施状況等	〇 公告日から 1か月間			環境森林政策課等 県民プラザ (配架)	栃木県環境影響評価条例第 29条の2第1項

武 			公開の方法		日フーレギ		10 lbn >1 A 66
所 管 課 名 問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧・縦覧	写し	見ることが できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
気候変動対策課 028-623-3187	栃木県気候変動対策推進計画	事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画、県域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出抑制等を行うための施策、地域気候変動適応計画	0		誰でも	県HP	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第13項
気候変動対策課	地方公共団体実行計画に基づく措 置及び施策の実施状況(温室効果 ガス総排出量を含む)(栃木県環境 白書に掲載)	地方公共団体実行計画に基づく措置 及び施策の実施状況(温室効果ガス 総排出量を含む)	0	コピー可 (県民プラザ)		県民プラザ(配架) 県HP	地球温暖化対策の推進に関 する法律第21条第15項
環境保全課 028-623-3189	要措置区域台帳及び形質変更時要 届出区域台帳	特定有害物質により汚染されている区域を示す地図等	0		誰でも	環境保全課、県HP	土壤汚染対策法第15条第3 項
	要措置区域台帳及び形質変更時要 届出区域台帳(いずれも指定が解 除されたもの)	特定有害物質により汚染されている区域を示す地図等	0		誰でも	環境保全課、県HP	土壤汚染対策法第15条第3 項
環境保全課 028-623-3188	簿	登録番号、登録年月日、氏名(名称)、 住所、代表者の氏名、事業所の名称・ 所在地、第一種特定製品の種類、充 塡・回収しようとするフロン類の種類	0		誰でも	環境保全課	フロン類の使用の合理化及 び管理の適正化に関する法 律第32条
環境保全課 028-623-3189	浄化槽保守点検業者登録簿	浄化槽保守点検業者名及び住所、営業所の名称及び所在地、(法人の場合)役員の氏名、営業区域、登録番号及び登録年月日、浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号等	0	〇 謄本交付 420円/通	誰でも	環境保全課	栃木県浄化槽保守点検業者 の登録に関する条例第4条第 3項
環境保全課 028-623-3188	栃木県公害審査会委員名簿	氏名、職業·役職等、在職期間	0		誰でも	環境保全課	公害紛争処理法施行規則第 1条

所 管 課 名	文書等の名称	記載されている主な情報	公 開	の方法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	人 青 寺 の 名 柳 	に載されている土は情報 	閲覧•縦覧	写し	できる人	阅見寺の場所	依拠法节等
環境保全課 028-623-3188	調停期日調書	出席者(調停委員及び当事者等)の氏名 名 出席者(県職員)の氏名及び役職 期日の内容	0	コピー不可	当事者双方	環境保全課	公害紛争処理法施行令第15 条の3
自然環境課 028-623-3207	鳥獣保護区指定等計画書	鳥獣保護区の名称、区域、存続期間、 保護に関する指針	O 公告してか ら14日		誰でも	自然環境課 各環境森林事務所 矢板森林管理事務 所(事務所において は管轄分のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律
自然環境課 028-623-3207	鷲子山自然環境保全地域区域図	鷲子山自然環境保全地域の区域	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	氷室自然環境保全地域区域図	氷室自然環境保全地域の区域	0			自然環境課 県南環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	箒根自然環境保全地域区域図	箒根自然環境保全地域の区域	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	親園自然環境保全地域区域図	親園自然環境保全地域の区域	0			自然環境課 県北環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
	多田羅沼自然環境保全地域保全 計画	多田羅沼自然環境保全地域の保全計 画及び区域	0		誰でも	自然環境課 県東環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項

	Т	T	公開の方法 目スニレが				
所管課名	文書等の名称	記載されている主な情報		の方法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	V E 4 O T W	IL TO CALO CALO LINE	閲覧•縦覧	写し	できる人	150 55 47 07 90171	IK IZ Z 13 47
自然環境課 028-623-3207	佐貫観音自然環境保全地域区域 図	佐貫観音自然環境保全地域の区域	0		誰でも	自然環境課 矢板森林管理事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	七千山自然環境保全地域保全計 画	七千山自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	作原自然環境保全地域保全計画	作原自然環境保全地域の保全計画及 び区域	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	栃久保自然環境保全地域保全計 画	栃久保自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0			自然環境課 県南環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	長谷場自然環境保全地域保全計画	長谷場自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	出流山自然環境保全地域保全計画	出流山自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0			自然環境課 県南環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	鮎田自然環境保全地域保全計画	鮎田自然環境保全地域の保全計画及 び区域	0		誰でも	自然環境課 県東環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項

所 管 課 名			公 開	 の 方 法	見ることが		LD the st. A feet
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧∙縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
	東高原自然環境保全地域保全計画	東高原自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 矢板森林管理事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
	松倉山自然環境保全地域保全計画	松倉山自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 県東環境森林事務 所 県北環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	焼森山自然環境保全地域保全計 画	焼森山自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0			自然環境課 県東環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	小塙自然環境保全地域保全計画	小塙自然環境保全地域の保全計画及 び区域	0			自然環境課 県北環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
	石尊山自然環境保全地域保全計 画	石尊山自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0			自然環境課 県南環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	与州自然環境保全地域保全計画	与州自然環境保全地域の保全計画及 び区域	0			自然環境課 県西環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
	岩舟山自然環境保全地域保全計 画	岩舟山自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0			自然環境課 県南環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項

所 管 課 名	+ + Mr = 12 Th	===+10	公 開	の方法	見ることが	00 Et Mr. 0 10	10 lbn >1 A 66
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根拠法令等
自然環境課 028-623-3207	尾出山自然環境保全地域保全計 画	尾出山自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 県西環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	南高原自然環境保全地域保全計画	南高原自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 矢板森林管理事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	根本沢自然環境保全地域保全計画	根本沢自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0			自然環境課 県南環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	袈裟丸山自然環境保全地域保全 計画	袈裟丸山自然環境保全地域の保全計 画及び区域	0			自然環境課 県西環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	湯西川自然環境保全地域保全計 画	湯西川自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 県西環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	尚仁沢自然環境保全地域保全計 画	尚仁沢自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 矢板森林管理事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	弁天沼自然環境保全地域保全計 画	弁天沼自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 県西環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項

所 管 課 名	+ * # 0 D Th	===+10	公 開	の 方 法	見ることが	98 <i>55 M</i> r	10 lbn >1 A 66
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
自然環境課 028-623-3207	鬼怒川中流域自然環境保全地域 保全計画	鬼怒川中流域自然環境保全地域の保 全計画及び区域	0		誰でも	自然環境課 県東環境森林事務 所 矢板森林管理事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	下川井自然環境保全地域保全計 画	下川井自然環境保全地域の保全計画 及び区域	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3207	小代自然環境保全地域保全計画	小代自然環境保全地域の保全計画及 び区域	0			自然環境課 県西環境森林事務 所	自然環境の保全及び緑化に 関する条例第13条第3項
自然環境課 028-623-3211	益子県立自然公園区域図	益子県立自然公園の区域	0		誰でも	自然環境課 県東環境森林事務 所 益子町、茂木町	栃木県立自然公園条例第4 条第2項
自然環境課 028-623-3211	益子県立自然公園利用計画図	利用のための施設計画	0		誰でも	自然環境課 県東環境森林事務 所 益子町、茂木町	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	益子県立自然公園保護計画図	保護のための規制計画	0		誰でも	自然環境課 県東環境森林事務 所 益子町、茂木町	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	益子県立自然公園保護計画図(特別地域高舘山地区周辺)	保護のための規制計画	0			自然環境課 県東環境森林事務 所 益子町、茂木町	栃木県立自然公園条例第6 条第4項

所 管 課 名	立事体の点数	きません ブルフナルはお	公 開	の方法	見ることが	田野笠の担ご	担加法人生
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
自然環境課 028-623-3211	太平山県立自然公園区域図	太平山県立自然公園の区域	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所 栃木市	栃木県立自然公園条例第4 条第2項
自然環境課 028-623-3211	太平山県立自然公園利用計画図	利用のための施設計画	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所 栃木市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	太平山県立自然公園保護計画図	保護のための規制計画	0		正でも	自然環境課 県南環境森林事務 所 栃木市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	唐沢山県立自然公園区域図	唐沢山県立自然公園の区域	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所 佐野市、栃木市	栃木県立自然公園条例第4 条第2項
自然環境課 028-623-3211	唐沢山県立自然公園利用計画図	利用のための施設計画	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所 佐野市、栃木市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	唐沢山県立自然公園保護計画図	保護のための規制計画	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所 佐野市、栃木市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	前日光県立自然公園区域図	前日光県立自然公園の区域	0		誰でも	自然環境課 県西環境森林事務 所 鹿沼市、日光市	栃木県立自然公園条例第4 条第2項

	Г	ı					
所管課名	文書等の名称	記載されている主な情報		の方法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	77 11 77 11	10-17/21-13-0-13/17/17	閲覧•縦覧	写し	できる人	12432 3 17 2377	
自然環境課 028-623-3211	前日光県立自然公園利用計画図	利用のための施設計画	0		誰でも	自然環境課 県西環境森林事務 所 鹿沼市、日光市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	前日光県立自然公園保護計画図	保護のための規制計画	0		誰でも	自然環境課 県西環境森林事務 所 鹿沼市、日光市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	前日光県立自然公園施設計画図	利用のための施設計画	0		誰でも	自然環境課 県西環境森林事務 所 鹿沼市、日光市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	足利県立自然公園区域図	足利県立自然公園の区域	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所 足利市	栃木県立自然公園条例第4 条第2項
自然環境課 028-623-3211	足利県立自然公園利用計画図	利用のための施設計画	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所 足利市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	足利県立自然公園保護計画図	保護のための規制計画	0		誰でも	自然環境課 県南環境森林事務 所 足利市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	宇都宮県立自然公園区域図	宇都宮県立自然公園の区域	0		誰でも	自然環境課 県東環境森林事務 所 宇都宮市	栃木県立自然公園条例第4 条第2項

所管課名	+ # # A A H	ニュキャト・マンスティットはお	公 開	の方法	見ることが	明乾炊る坦託	42 40 14 0 25
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根拠法令等
自然環境課 028-623-3211	宇都宮県立自然公園保護計画図	保護のための規制計画	0		誰でも	自然環境課 県東環境森林事務 所 宇都宮市	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	那珂川県立自然公園区域図	那珂川県立自然公園の区域	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所 那須烏山市、茂木 町、市貝町	栃木県立自然公園条例第4 条第2項
自然環境課 028-623-3211	那珂川県立自然公園利用計画図	利用のための施設計画	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所 那須烏山市、茂木 町、市貝町	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	那珂川県立自然公園保護計画図	保護のための規制計画	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所 那須烏山市、茂木 町、市貝町	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	八溝県立自然公園区域図	八溝県立自然公園の区域	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所 大田原市、那須町、 那珂川町	栃木県立自然公園条例第4 条第2項
自然環境課 028-623-3211	八溝県立自然公園利用計画図	利用のための施設計画	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所 大田原市、那須町、 那珂川町	栃木県立自然公園条例第6 条第4項
自然環境課 028-623-3211	八溝県立自然公園保護計画図	保護のための規制計画	0		誰でも	自然環境課 県北環境森林事務 所 大田原市、那須町、 那珂川町	栃木県立自然公園条例第6 条第4項

所 管 課 名	立事体の名称	こ おとん ブリス ナル体却	公 開	の 方 法	見ることが	明監体の担託	担加法人生
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧・縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
	埋立処分の終了の届出のあった最 終処分場の台帳	設置者の氏名・住所、施設の廃止までの間の管理予定者・その連絡先、設置場所、埋め立てた廃棄物の種類・量等			関係人	資源循環推進課 各環境森林事務所 小山環境管理事務 所 (管轄分のみ)	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第19条の12第3項
資源循環推進課 028-623-3098	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保 管及び処分状況等届出書	保管事業場の名称及び所在地、特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名、前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用していた製品の種類・量等	0		誰でも	資源循環推進課 各環境森林事務所 小山環境管理事務 所 (管轄分のみ)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 適正な処理の推進に関する 特別措置法第9条
		申請者の氏名・住所、一般廃棄物処理施設の設置の場所、種類、設置に関する計画、維持管理に関する計画、設計計算書及び図面等	〇 告示日から 1か月間		誰でも	資源循環推進課 各環境森林事務所 小山環境管理事務 所 (管轄分のみ)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項(第9条 第2項において準用する場合 を含む。)
資源循環推進課 028-623-3154		申請者の氏名・住所、産業廃棄物処理施設の設置の場所、種類、設置に関する計画、維持管理に関する計画、設計計算書及び図面等	〇 告示日から 1か月間		誰でも	資源循環推進課 各環境森林事務所 小山環境管理事務 所 (管轄分のみ)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)
資源循環推進課 028-623-3154	指定区域台帳	指定年月日、指定区域の所在地、指 定区域の概況、埋立地の区分、土地 の形質の変更の実施状況等	0		誰でも	資源循環推進課 各環境森林事務所 小山環境管理事務 所 (管轄分のみ)	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第15条の18第3項
林業木材産業課 028-623-3277	木材業者登録簿	登録年月日、登録番号、住所・氏名、 主たる営業所の所在地・名称、施設及 び設備の概要、業務の態様	0		誰でも	林業木材産業課 各環境森林事務所 矢板森林管理事務 所	栃木県木材業登録条例第10 条
森林整備課 028-623-3288	地域森林計画書案、地域森林計画 書(変更)案	対象森林の区域、面積及び計画内容 (森林の整備及び保全に関する基本 的事項、伐採立木材積、造林面積、林 道計画、治山事業施行地区数 等)	〇 公告日から おおむね30 日間		誰でも	森林整備課 各環境森林事務所 矢板森林管理事務 所(管轄分のみ) 県HP	森林法第6条第1項

所 管 課 名			公 開	 の 方 法	見ることが		
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
森林整備課 028-623-3288	地域森林計画書、地域森林計画書 (変更)	対象森林の区域、面積及び計画内容 (森林の整備及び保全に関する基本 的事項、伐採立木材積、造林面積、林 道計画、治山事業施行地区数 等)	0		誰でも	森林整備課 各環境森林事務所 矢板森林管理事務 所(管轄分のみ) 県HP 県民プラザ(配架)	森林法第6条第7項
森林整備課 028-623-3288	森林計画図	地域森林計画対象森林の区域図	0	0	(文刊にフ	各環境森林事務所 矢板森林管理事務 所(管轄分のみ) 森林整備課、 各市役所、各町役場 (管轄分のみ) 【とちもりマップ】(閲 覧用) 「https://www2.wagm ap,jp/tochigi- shinrin/Portal」	森林法第6条第7項
森林整備課 028-623-3288	保安林台帳	指定保安林	0		誰でも	森林整備課 各環境森林事務所 矢板森林管理事務 所 各市役所、各町役場 (管轄分のみ)	森林法第39条の2第2項
森林整備課 028-623-3288	保安施設地区台帳	指定保安施設地区	0		誰でも	森林整備課 各環境森林事務所 矢板森林管理事務 所 (管轄分のみ)	森林法第46条の2第2項
森林整備課 028-623-3296		高度公益機能森林等の区域、樹種転換を促進するための指針、松くい虫まん延防止のため必要な措置等	0		誰でも	森林整備課 各環境森林事務所 矢板森林管理事務 所(管轄分のみ)	森林病害虫等防除法第7条 の5第4項、第7条の6第4 項、第7条の9第3項

【保健福祉部】

所 管 課 名	文書等の名称	司載され プルス 主が体起	公 開(の方法	見ることが	閲覧等の場所	担加法合体
問い合わせ先	大音寺の石 柳	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	阅見寺の場所	根 拠 法 令 等
		基本情報(名称、開設者、管理者、所 在地、電話番号、診療科目、診療時 間、病床数等)、アクセス情報、サービ ス内容、実績等	0		誰でも.		〇医療法第6条の3第5項 〇医療法施行規則第1条の4
医療政策課 028-623-3085	医療法人決算届	事業報告書、財産目録、貸借対照表、 損益計算書、関係事業者との取引の 状況に関する報告書、監事の監査報 告書	O 過去3年間 に届け出ら れたもの	コピー可 (県民プラザ) 電子メールで のデータ送付 も可	誰でも	県民プラザ (配架)	〇医療法第52条第2項 〇医療法施行規則(令和5 (2023)年4月1日改正予定)第 33条の2の12第5項
医療政策課 028-623-3085	医療法人の定款若しくは寄附行為	定款、寄附行為	0		誰でも	医療政策課	医療法第52条第2項
医療政策課 028-623-3085	地域医皮支控序院类数起失妻	紹介・逆紹介率、共同利用実績、救急 医療提供の実績、研修の実績、諸記 録の管理及び閲覧の実績、委員会開 催の実績、患者相談の実績等	0			医療政策課 但HD	〇医療法第12条の2第2項 〇医療法施行規則第9条の2 第3項
医薬·生活衛生課 028-623-3110	第一種動物取扱業者登録簿	氏名又は名称、住所、法人にあっては 代表者の氏名、事業所の名称、所在 地、動物取扱責任者の氏名、主として 取り扱う動物の種類及び数、登録年月 日、登録番号	0	コピー可 (県民プラザ)	誰でも	医薬・生活衛生課動物愛護指導センター 県民プラザ(配架)動物愛護指導センター	動物の愛護及び管理に関す る法律第15条

	管課名	文書等の名称	記載されている主な情報		の方法	見ることが	 閲覧等の場所	根拠法令等
問し	い合わせ先	771777	10-10-0-0-0-11-12	閲覧•縦覧	写し	できる人	2430 3 4 2771	
	生活衛生課 623-3120	薬局機能情報	○基本情報 薬高局別の所面積 高局別の所面積 高局別の所面積 高局別の所面積 高局別の所面積 高局別の所面積 高局別の所面積 高子といった である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 のので、 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。	0		誰でも	医薬・生活衛生課 県HP 各健康福祉センター	〇医薬品医療機器等法第8 条の2 〇医薬品医療機器等法施行 規則第11条の6

【産業労働観光部】

所 管 課 名	立 妻 笠 の <i>名 社</i>	ミュキャャケンステナが作却	公 開	の方法	見ることが	明整体の担託	坦加法人生
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
工業振興課 028-623-3196	登録電気工事業者登録簿	登録番号、登録年月日、有効期間満了年月日、氏名又は名称、住所、代表者氏名、役員氏名、営業所名称、営業所所在地、電気工事の種類、主任電気工事士等の氏名、電気工事士免状の種類及び交付番号	O (440円/1回)	〇 (600円/1枚)	誰でも	工業振興課	電気工事業の業務の適正化 に関する法律第16条
工業振興課 028-623-3196	液化石油ガス販売事業者登録簿	氏名又は名称、住所、代表者氏名、販 売所名称、販売所在地、登録年月日、 登録番号	〇 (460円/1回)	〇 (630円/1枚)	誰でも	工業振興課	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律第3条の2第3項
	【大規模小売店舗】 届出書(新設)	名称·所在地、代表者氏名、店舗新設 日、店舗面積、施設配置等	〇 公告日から 4か月間 (届出年月 日、閲覧場 所を公告)	コピー可 (県民プラザ)		経営支援課 県民プラザ(配架)	大規模小売店舗立地法第5 条第3項
	【大規模小売店舗】 届出書(変更)	名称·所在地、代表者氏名、店舗変更 日、店舗面積、施設配置等	〇 公告日から 4か月間 (届出年月 日、閲覧場 所を公告)	コピー可 (県民プラザ)		経営支援課 県民プラザ(配架)	大規模小売店舗立地法第6 条第3項
	届出に係る市町村・地域住民等の 意見	周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見	〇 公告日から 1か月間 (届出年月 日、閲覧場 所を公告)		誰でも	経営支援課	大規模小売店舗立地法第8 条第3項

所管課名	 文書等の名称	記載されている主な情報		の方法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等	
問い合わせ先	V E 4 O T W	HO TO CO O TISH TO	閲覧•縦覧	写し	できる人	100 3E 47 00 - 30171	IN JOHN TO	
経営支援課 028-623-3176	届出に係る県の意見	周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見	〇 公告日から 1か月間 (届出年月 日、閲覧場 所を公告)		誰でも	経営支援課	大規模小売店舗立地法第8 条第6項	
経営支援課 028-623-3180	貸金業者登録簿	登録年月日、登録番号、商号(名称)、 営業所(事務所)の名称及び所在地、 営業所(事務所)ごとの貸金業者取扱 主任者の氏名及び登録番号、業務の 種類	0		誰でも	経営支援課	貸金業法第9条	
観光交流課 028-623-3210	全国通訳案内士登録簿	氏名、生年月日、住所、登録番号及び 登録年月日、合格した外国語の種類、 非居住者にあっては、その代理人の 氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては、その代表者の氏名	0		誰でも	観光交流課	通訳案内士法第27条	
観光交流課 028-623-3210	地域通訳案内士登録簿	氏名、生年月日、住所、登録番号及び 登録年月日、合格した外国語の種類、 非居住者にあっては、その代理人の 氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては、その代表者の氏名	0		誰でも	観光交流課	通訳案内士法第57条において準用する同法第27条	
観光交流課 028-623-3210	旅行業者登録簿	氏名又は商号若しくは名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の 氏名、主たる営業所及びその他の営 業所の名称及び所在地、登録年月日 及び登録番号	0		誰でも	観光交流課	旅行業法第21条	
観光交流課 028-623-3210	旅行業者代理業者登録簿	氏名又は商号若しくは名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の 氏名、主たる営業所及びその他の営 業所の名称及び所在地、登録年月日 及び登録番号	0		誰でも	観光交流課	旅行業法第21条	

所 管 課 名 問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報		の方法	見ることが できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
粗 坐态流理	旅行サービス手配業者登録簿	氏名又は商号若しくは名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の 氏名、主たる営業所及びその他の営 業所の名称及び所在地、登録年月日 及び登録番号	閲覧·縦覧	写し		観光交流課	旅行業法第39条
力割以來訴 028-623-3217	【特定労働者協同組合に係る情報】	報酬規程等(役員名簿については、これに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの)、貸借対照表若しくは損益計算書(過去五年間に提出を受けたものに限る。)又は定款	0	0 ⊐ピ—	誰でも	労働政策課	労働者協同組合法第94条の 14
計量検定所 028-667-9425	計量証明事業登録簿	登録番号、登録年月日、名称、住所、 代表者氏名、事業区分、事業所の所 在地、計量士・主任計量者の氏名及び 職務内容、特定計量器その他の器具・ 機械又は装置の名称	〇 (370円/1回)	〇 (760円/1枚)	当事者	計量検定所	計量法施行規則第48条

【農政部】

所 管 課 名	文書等の名称	記載されている主な情報	公 開	の 方 法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	大 青 寺 の 石 柳	記載されている主は旧報	閲覧•縦覧	写し	できる人	阅見寺の場所	依拠法节寺
農村振興課 028-623-2351		漁場、免許年月日、存続期間、漁業の 種類、主な漁獲物、漁業時期、条件、 免許番号、漁業権者の住所・名称	〇 280円/件	O 写しの交付 520円/通	誰でも	農村振興課	漁業登録令第10条
農村振興課 028-623-2351	遊漁船業者登録簿	登録者氏名(名称)・住所、法人の代表 者氏名、営業所名称・所在地、遊漁船 名称、法人の役員氏名、遊漁船業務 主任者氏名、損害賠償措置、登録年 月日、登録番号、有効期限	0		誰でも	農村振興課	遊漁船業の適正化に関する 法律第9条
農地整備課 028-623-2357	土地改良事業計画書及び定款の写し	土地改良区の設立認可に係る申請に 基づく決定内容	〇 告示後20日 以上の相当 期間		誰でも	各農業振興事務所	土地改良法第8条第6項 (第48条第9項で準用する場合を含む)
農地整備課 028-623-2357	土地改良事業計画書及び規約の写し	農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業の認可に係る申請に基づく決定内容	O 告示後20日 以上の相当 期間		誰でも	各農業振興事務所	土地改良法第8条第6項 (第95条第3項、第95条の2 第3項で準用する場合を含む)
農地整備課 028-623-2357	土地改良事業の計画の概要	目的、施行に係る地域、基本計画、その他	O 告示後20日 以上の相当 期間		誰でも	各農業振興事務所	土地改良法第87条の2第8 項(第87条の3第7項、第88 条第18項、第88条第6項、 第10項、第13項、第14項で 準用する場合を含む)
農地整備課 028-623-2357	土地改良事業計画書	目的、施行に係る地域、一般計画、主 要工事計画、その他	〇 告示後20日 以上の相当 期間		誰でも	各農業振興事務所	土地改良法第87条第5項 (第87条の3第7項、第88条 第18項、第87条の2第10 項、第87条の4第4項、第88 条第6項、第10項、第13項、 第19項で準用する場合を含む)

所 管 課 名 問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	公 開 閲覧·縦覧	の 方 法 写し	見ることが できる人	閲覧等の場所	根拠法令等
農地整備課 028-623-2354	換地計画書の写し	換地設計総括表、現形図、換地図、各 筆換地等明細書	0		誰でも	各農業振興事務所	土地改良法第52条の2第4 項で準用する第8条第6項 (第53条の4第2項で準用す る場合を含む。)(第96条、第 96条の4で準用する場合を 含む。)、第89条の2第4項で 準用する第87条第5項(第8 9条の2第5項で準用する場合を含む。)

【県土整備部】

【不上正师》	17 A						
所 管 課 名	文書等の名称	記載されている主な情報	公 開	の方法	見ることが	閲覧等の場所	根拠法令等
問い合わせ先	人首等公司物	品集で10CVで上か旧北	閲覧•縦覧	写し	できる人	関東寺の物別	TRIZEZ II F
監理課 028-623-2390	建設業許可申請書・添付書類、変 更等の届出書、建設業者監督処分 簿	商号(名称)、営業所の名称・所在地、 資本金額、役員氏名、建設業の営業 の種類、工事経歴書、財務諸表、建 設業者の監督処分の内容	0		誰でも	県民プラザ	○建設業法第13条、第29 条の5 ○建設業法施行令第5条 ○建設業法施行細則
監理課 028-623-2390	測量業者登録簿	商号(名称)、営業所の名称・住所、資 本金額、役員氏名	0		誰でも	県民プラザ	○測量法第55条の12第1 項 ○栃木県測量業者登録簿閲 覧規則
監理課 028-623-2390	净化槽工事業者登録簿	氏名名称·住所所在地、営業所所在 地、役員氏名、登録年月日、登録番 号	〇 430円/回	〇 謄本交付 680円/通	誰でも	監理課	○浄化槽法第23条第3項 ○栃木県浄化槽工事業登録 申請書及びその添付書類の 提出部数並びに浄化槽工事 業登録簿の閲覧に関する規 則第3条 ○栃木県手数料条例第2条 別表第1 (四百九十三) (四百九十四)
監理課 028-623-2390		商号·名称、氏名·住所、営業所名称· 所在地、役員氏名 登録年月日、登録番号	0		誰でも	監理課、県HP	○建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律第26 条 ○解体工事業に係る登録等 に関する省令第5条
監理課 028-623-2388		工事(委託)名、種別、場所、期間、概要、入札·契約方法、入札時期	0		誰でも	県民プラザ、県HP (栃木県CALS/EC)	○公共工事の入札及び契約 の適正化の促進に関する法 律第7条 ○公共工事の入札及び契約 の適正化の促進に関する法 律施行令第5条 ○建設工事等入札契約関連 情報公表要領第3

所 管 課	! 名	+ + # 0 2 +	ニュキナトマルフナルは切	公 開	の 方 法	見ることが	明をかる担託	42 4m 14 人 55
問い合わせ		文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
監理課 028-623-238			入札参加資格等の要件、入札の経過 及び結果、予定価格・最低制限価格・ 低入札調査基準価格、総合評価の結 果、契約内容	0		誰でも	県民プラザ、県HP (栃木県CALS/EC)	○公共工事の入札及び契約 の適正化の促進に関する法 律第8条 ○公共工事の入札及び契約 の適正化の促進に関する法 律施行令第7条 ○建設工事等入札契約関連 情報公表要領第4
交通政策課 028-623-244	47		登録番号、登録年月日、名称、代表 者の氏名、住所、運送の種別、運送 の区域、事務所の名称及び位置、運 送する旅客の範囲等	0		誰でも	交通政策課 県HP (自家用有償旅客運 送の登録・届出等に ついて)	道路運送法第79条の3第3項
道路保全課 028-623-242	29	道路台帳	道路の種類、路線名、認定年月日、 起点・終点、平面図(道路区域境界線 等を記載)	0		誰でも	各土木事務所	道路法第28条第3項
道路保全課 028-623-242	29		縮尺1/50,000程度の当該路線の図面、市街地その他特に必要と認められる部分の拡大図	〇 告示日から 30日間		誰でも	道路保全課	道路法施行規則第1条の2 第2項
道路保全課 028-623-242	29	路線の廃止・変更関係図面	縮尺1/50,000程度の当該路線の図面、市街地その他特に必要と認められる部分の拡大図	〇 告示日から 30日間		誰でも	道路保全課	道路法施行規則第1条の2 第2項
道路保全課 028-623-242	29		道路の区域の決定・変更を表示した 縮尺 1/1,000以上の図面	〇 告示日から 30日間		誰でも	道路保全課	道路法第18条第1項

所 管 課 名	1 2 th 0 2 th	=7 ± 1	公 開	の 方 法	見ることが		10 1hn >1 A 6/5
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報 	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根拠法令等
道路保全課 028-623-2429	道路の供用の開始・廃止図面	道路の供用の開始、廃止を表示した 縮尺 1/5,0000程度の図面	O 告示日から 30日間		誰でも	道路保全課	道路法第18条第2項
道路保全課 028-623-2429	保管違法放置等物件一覧簿	保管した違法放置等物件、保管した 違法放置等物件が放置され、又は設 置されていた場所、除去した年月日 時、保管を始めた年月日時、保管の 場所	0		関係者	各土木事務所	道路法施行令第19条の6第 2項
道路保全課 028-623-2429	の写し	協定の目的となる建物、当該建物の 新築及びこれに要する費用負担、協 定の有効期間、協定に違反した場合 の措置、協定の掲示方法	0		誰でも	道路保全課	道路法第47条の18第2項
道路保全課 028-623-2429	自動車専用道路の指定・指定の解 除関係図面	自動車専用道路の指定・指定の解除 の部分を明示した縮尺1/1,000以上の 図面	〇 告示日から 30日間		誰でも	道路保全課	道路法施行規則第4条の13 第3項
道路保全課 028-623-2429	自転車専用道路の指定・指定の解 除関係図面	自転車専用道路の指定・指定の解除 の部分を明示した縮尺1/1,000以上の 図面	O 告示日から 30日間		誰でも	道路保全課	道路法施行規則第4条の14 第2項
道路保全課 028-623-2429	災害応急対策施設管理協定書案	協定施設の管理方法、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置、協定の掲示方法	〇 告示日から 2週間		利害関係人	道路保全課	道路法第48条の29の6第1 項
道路保全課 028-623-2429	災害応急対策施設管理協定書	協定施設の管理方法、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置、協定の掲示方法	0		誰でも	道路保全課	道路法第48条の29の6第3 項
道路保全課 028-623-2429	道路外利便施設協定書案	協定施設の管理方法、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置、協定の掲示方法	〇 告示日から 2週間		利害関係 人	道路保全課	道路法第48条の38第1項

所 管 課 名	1	=7 ± 1 1 1 1 1 7 2 4 1 4 ± + 17	公 開	の 方 法	見ることが	88 55 65 A 18 55	10 1hn 11 A 65
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根拠法令等
道路保全課 028-623-2429	道路外利便施設協定書	協定施設の管理方法、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置、協定の掲示方法	0		誰でも	道路保全課	道路法第48条の38第3項
道路保全課 028-623-2429	保管車両一覧簿	保管した車両、保管した車両が放置されていた場所、移動を始めた年月日時、保管を始めた年月日時、保管の場所、保管した車両を移動した場所、保管した車両を移動した年月日時	0		関係者	各土木事務所	道路法施行令第30条の3第 2項
河川課 028-623-2442	河川区域の指定、変更、廃止関係 図面	指定等を行った際に、その範囲を示し た平面図	0		誰でも	河川課 所管土木事務所	〇河川法第6条第4項 〇河川法施行規則第2条
河川課 028-623-2442	廃川敷地等関係図面	河川区域の変更等により廃川敷地等 が生じた際に、その範囲を示した平面 図	0		誰でも	河川課 所管土木事務所	〇河川法施行令第49条 〇河川法施行規則第37条
河川課 028-623-2444	河川整備計画	河川整備計画の目標、河川工事(維持)の目的・種類・施行場所・河川管理施設の機能の概要	0		誰でも	河川課関係土木事務所	河川法第16条の2第6項
河川課 028-623-2442	河川保全区域の指定、変更、廃止 関係図面	指定等を行った際に、その範囲を示し た平面図	0		誰でも	河川課所管土木事務所	〇河川法第54条第4項 〇河川法施行規則第29条
河川課 028-623-2442	河川立体区域の指定、変更、廃止 関係図面	指定等を行った際に、その範囲を示し た平面図、縦断図面及び横断図面	0		誰でも	河川課 所管土木事務所	〇河川法第58条の2第2項 〇河川法施行規則第33条 の2
河川課 028-623-2442	河川管理者の監督処分(簡易代執 行)	履行義務の内容・履行期限、不履行 の場合の措置	0		誰でも	所管土木事務所	河川法第75条第3項

所 管 課 名	立事体の名称	きません インフナルは却	公 開	の 方 法	見ることが	即転体の担託	担加法 人签
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
河川課 028-623-2442	河川管理者の監督処分(簡易代執 行・保管工作物一覧簿)	保管工作物の名称(種類)・形状・数量、放置されていた場所、除却年月日、保管開始日、保管場所、返還方法	0		関係者	所管土木事務所	○河川法第75条第5項 ○河川法施行令第39条の 2、第39条の3
河川課 028-623-2444	洪水浸水想定区域	想定最大規模降雨により、当該河川 が氾濫した場合に浸水が想定される 区域及び水深等を表示した図面	0		誰でも	河川課 所管土木事務所	〇水防法第14条第 <mark>4</mark> 項 〇水防法施行規則第3条の 1
砂防水資源課 028-623-2452	地すべり防止区域台帳	指定年月日、区域、面積、概況、地すべり防止施設の管理者名・位置・種類・構造・数量、地すべり防止区域と砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区との重複関係	0		誰でも	砂防水資源課 所管土木事務所	地すべり等防止法第26条
砂防水資源課 028-623-2452	砂防指定地台帳	砂防指定地の位置図、区域図 砂防指定地の区域を明示した平面図	0		誰でも	砂防水資源課 所管土木事務所	砂防指定地指定要綱第9
都市政策課 028-623-2465	都市計画の案(総括図、計画図、 計画書、理由書)	都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、市街化区域と市街化調整区域との区分、地域地区、都市施設等	〇 2週間		誰でも	都市政策課 関係土木事務所 関係市役所、町役場	都市計画法第17条第1項
都市政策課 028-623-2465	都市計画の図書(総括図、計画 図、計画書)	都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、市街化区域と市街化調整区域との区分、地域地区、都市施設等	0		誰でも	都市政策課 関係市役所、町役場	都市計画法第20条第2項

-r ## == +			八胆	 の 方 法	57-11		
所 管 課 名 問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧・縦覧	1	見ることが できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
松木砂竿 钿	開発登録簿	許可年月日、許可を受けた者の住所・ 氏名、開発区域に含まれる地域の名 称・面積、予定建築物の用途、許可条 件	阅見*献見	写し O 470円/通		都市政策課	〇都市計画法第47条第5項 〇栃木県開発登録簿閲覧規 則
	【個人施行】 施行地区及び設計の概要を表示す る図書	土地区画整理事業の名称、施行地 区、設計の概要	〇 土地区13条 理法項、第1 03条第4 項、第124 条第3項の 公告の日ま で		誰でも	関係市役所、町役場	土地区画整理法第9条第4 項
	【組合施行】 事業計画	土地区画整理事業の名称、施行地 区、設計の概要、事業施行期間、資 金計画	〇 2週間		誰でも	関係市役所、町役場	土地区画整理法第20条第1 項、第39条第2項
都中以束誄	【組合施行】 施行地区及び設計の概要を表示す る図書	土地区画整理事業の名称、施行地 区、設計の概要	〇 土地区画整 理法第45条 第5項、第1 03条第4項 の公告の日 まで		誰でも	関係市役所、町役場	土地区画整理法第21条第6 項

所 管 課 名	+ + * o 2 *	ニュギナト・マンスナンはお	公 開	の 方 法	見ることが	明覧なる担託	4 to 1 to 1 to 1
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
都市政策課 028-623-2465	【会社施行】 規準及び事業計画	規準及び、土地区画整理事業の名 称、施行地区、設計の概要、事業施 行期間、資金計画	〇 2週間		誰でも	関係市役所、町役場	土地区画整理法第51条の8 第1項、第51条の10第2項
都市政策課 028-623-2465	【会社施行】 施行地区及び設計の概要を表示す る図書	土地区画整理事業の名称、施行地 区、設計の概要	〇 区 51 地第51 4 の13第4項 におすの9第103 展第125項 第4項 第125項日 で の2第の で		誰でも	関係市役所、町役場	土地区画整理法第51条の9 第4項
都市政策課 028-623-2465	【公共施行】 事業計画	土地区画整理事業の名称、施行地 区、設計の概要、事業施行期間、資 金計画	〇 2週間		誰でも	関係市役所、町役場	土地区画整理法第55条第1 項
都市政策課 028-623-2465	【公共施行】 施行地区及び設計の概要を表示す る図書	土地区画整理事業の名称、施行地 区、設計の概要	O 土地区画整 理法第103 条第4項の 公告の日ま で		誰でも	関係市役所、町役場	土地区画整理法第55条第1 0項

所 管 課 名	+ * # * * 7 T	=7.±% 1.	公 開	の 方 法	見ることが	88 EC MT 0 18 EC	10 1hn >1 A AA
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧・縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根拠法令等
都市政策課 028-623-2465	【UR等施行】 施行地区及び設計の概要を表示す る図書	土地区画整理事業の名称、施行地 区、設計の概要	O 土地区画整 理法第103 条第4項の 公告の日ま で		誰でも	関係市役所、町役場	土地区画整理法第71条の3 第12項
都市政策課 028-623-2465	換地計画	換地設計(換地図)、各筆換地明細、 各筆各権利別清算金明細、保留地そ の他の明細、その他国土交通省令で 定める事項	〇 2週間		誰でも	関係市役所、町役場	土地区画整理法第88条第2 項、第97条第3項
都市政策課 028-623-2463	景観計画	景観計画区域、制限行為、景観重要 建造物等の指定の方針、その他良好 な景観形成に必要な事項	0		誰でも	都市政策課	景観法第9条第6項
都市政策課 028-623-2463	管理協定(案)	管理協定の目的物、管理の方法、有 効期間、違反に対する措置	〇 公告の日か ら2週間		関係人	都市政策課	景観法第37条第1項
都市政策課 028-623-2463	管理協定	管理協定の目的物、管理の方法、有 効期間、違反に対する措置	0		誰でも	都市政策課	景観法第39条
都市政策課 028-623-2463	景観協定(案)	景観協定の目的となる土地の区域、 景観の形成に関する基準、有効期 間、違反に対する措置	〇 公告の日か ら2週間		関係人	都市政策課	景観法第82条第1項
都市政策課 028-623-2463	景観協定	景観協定の目的となる土地の区域、 景観の形成に関する基準、有効期 間、違反に対する措置	0		誰でも	都市政策課	景観法第83条第3項

所 管 課 名	1 7 6 2 5 7		公 開	の 方 法	見ることが	00 % to 10 ~ c	IT Its at A Me
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
都市政策課 028-623-2463	屋外広告業者登録簿	商号、名称又は氏名、住所、法人の 代表者の氏名、役員の氏名、営業所 の名称、営業所の所在地、業務主任 者の氏名、登録番号、登録年月日等	0		誰でも	都市政策課	栃木県屋外広告物条例第2 6条の5
都市政策課 028-623-2463	屋外広告業者監督処分簿	商号、名称又は氏名、住所、処分年 月日、処分内容、処分期間、処分理 由、登録番号、登録年月日	0		誰でも	都市政策課	栃木県屋外広告物条例第2 9条の3
都市整備課 028-623-2464	都市計画事業認可書	施行者の名称、都市計画事業の種類、事業計画、事業地、設計の概要、事業施行期間、資金計画、行政機関の意見書	0		誰でも	関係市役所、町役場	都市計画法第62条第2項
都市整備課 028-623-2474	都市公園台帳	名称、所在地、設置年月日、敷地面 積、主要な公園施設、占用物件、平面 図等	0		誰でも	宇都宮土木事務所	都市公園法第17条第3項
建築課 028-623-2514	事業計画	事業計画	〇 2週間 (県が再開 発事業を 行った場合)		誰でも	建築課	都市再開発法第53条第1項
建築課 028-623-2514	建築計画概要書	建築主等の概要(氏名・住所等)、建 築物及びその敷地に関する事項(地 番・建築面積等)、付近見取図、配置 図	0			建築指導担当の所 在する土木事務所 (宇都宮、真岡、栃 木、大田原)	○建築基準法第93条の2 ○建築基準法施行規則第1 1条の3 ○栃木県建築計画概要書等 閲覧規程
建築課 028-623-2514	建築士事務所登録簿(1級·2級· 木造)	建築士事務所の名称・所在地・区分、 登録申請者氏名等、登録年月日、登 録番号、管理建築士の氏名・資格の 種類、所属建築士の氏名・資格の種 類、処分、処分を受けた年月日	0		誰でも	(一社)栃木県建築士 事務所協会	建築士法第23条の9第1号 第26条の3第1項

所 管 課 名	立事体の名称	きつきとん ブルフ ナルは却	公 開	の 方 法	見ることが	閲覧等の場所	担加法人生
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	阅見寺の場所	根 拠 法 令 等
建築課 028-623-2514	築造計画概要書	築造主等の概要(氏名・住所等)、築 造物及び敷地に関する事項(地番、築 造面積等)、付近見取図、配置図	0		誰でも	建築指導担当の所 在する土木事務所 (宇都宮、真岡、栃 木、大田原)	○建築基準法第93条の2 ○建築基準法施行規則第1 1条の3 ○栃木県建築計画概要書等 閲覧規程
建築課 028-623-2514		建築物の所有者等の概要(氏名・住所等)、建築物、敷地に関する事項 (規模、構造等)、調査概要	0		誰でも	建築指導担当の所 在する土木事務所 (宇都宮、真岡、栃 木、大田原)	○建築基準法第93条の2 ○建築基準法施行規則第1 1条の3 ○栃木県建築計画概要書等 閲覧規程
建築課 028-623-2514		昇降機、遊戯施設、防火設備の所有 者等の概要(氏名、住所等)、昇降 機、遊戯施設、防火設備に関する事 項(種類、仕様等)、検査概要	0		誰でも	建築指導担当の所 在する土木事務所 (宇都宮、真岡、栃 木、大田原)	○建築基準法第93条の2 ○建築基準法施行規則第1 1条の3 ○栃木県建築計画概要書等 閲覧規程
建築課 028-623-2514	処分等概要書	建築確認、完了検査等の処分等の概 要	0		誰でも	建築指導担当の所 在する土木事務所 (宇都宮、真岡、栃 木、大田原)	○建築基準法第93条の2 ○建築基準法施行規則第1 1条の3 ○栃木県建築計画概要書等 閲覧規程
建築課 028-623-2514	全体計画概要書	建築主等の概要(氏名、住所等)、既 存建築物及び施設に関する事項、全 体計画の概要	0			建築指導担当の所 在する土木事務所 (宇都宮、真岡、栃 木、大田原)	○建築基準法第93条の2 ○建築基準法施行規則第1 1条の3 ○栃木県建築計画概要書等 閲覧規程
建築課 028-623-2514	指定道路図	指定道路の種類・位置	0		誰でも	建築指導担当の所 在する土木事務所 (宇都宮、真岡、栃 木、大田原)	○建築基準法第93条の2 ○建築基準法施行規則第1 1条の3 ○栃木県建築計画概要書等 閲覧規程

所 管 課 名	+ + * o 2 *	コキナレイルフナルは切	公 開	の 方 法	見ることが	明をなる担ぎ	42 hn > 1
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
建築課 028-623-2514	指定道路調書	指定道路の指定年月日、延長、幅 員、指定道路の位置、申請者氏名	0		誰でも	建築指導担当の所 在する土木事務所 (宇都宮、真岡、栃 木、大田原)	○建築基準法第93条の2 ○建築基準法施行規則第1 1条の3 ○栃木県建築計画概要書等 閲覧規程
建築課 028-623-2514	設計等の業務に関する報告書	事業年ごとの建築士事務所の業務実 績概要、所属建築士の氏名・資格の 種類等及び業務実績、管理建築士に よる意見の概要	0		誰でも	(一社)栃木県建築士 事務所協会	建築士法第23条の9第2号
建築課 028-623-2514	建築士名簿(2級·木造)	登録番号、登録年月日、氏名、生年 月日、性別、建築士試験合格年月、 合格証書番号、処分、処分を受けた 年月日、定期講習を受けた年月日、 修了証番号、管理建築士講習修了年 月日、修了証番号等	0		誰でも	(一社)栃木県建築士会	建築士法第6条第2項、第1 0条の20第1項
建築課 028-623-2516	建築工事標準歩掛り	県発注の建築関係工事において単価 作成の際に採用している歩掛	0		誰でも	建築課	建築工事積算基準等公表要領
建築課 028-623-2516	建築工事資材単価	県発注の建築関係工事において標準 歩掛により複合単価を算定する際に 適用する、資材及び人件費等の単価	0		誰でも	建築課	建築工事積算基準等公表要領
住宅課 028-623-2484	サービス付き高齢者向け住宅登録 簿	商号・名称又は氏名及び住所、サービス付き高齢者向け住宅の位置・戸数・規模・構造及び設備、入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容等	0			サービス付き高齢者 向け住宅情報提供 システム	〇高齢者の居住の安定確保 に関する法律第10条

所管課名 問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報		の方法	見ることが できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
住宅課 028-623-2484		氏名又は名称及び住所、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置、戸数、規模、構造及び設備、入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲等	閲覧·縦覧	写し	誰でも	セーフティネット住宅情報提供システム	〇住宅確保要配慮者に対す る賃貸住宅の供給の促進に 関する法律 第13条
住宅課 028-623-2488		商号(名称)、事務所の名称・所在地、 宅地建物取引業経歴書、財務諸表、 監督処分の有無等	0		誰でも	住宅課	〇宅地建物取引業法第10 条 〇宅地建物取引業法施行規 則第5条の2 〇栃木県宅地建物取引業者 名簿等閲覧規則
住宅課 028-623-2488		許可又は登録事業者の商号又は名 称及び住所、役員の氏名等、事務所 の名称及び所在地、資本金又は出資 額	0		誰でも	住宅課	〇不動産特定共同事業法第 13条及び第49条 〇不動産特定共同事業法施 行規則第19条及び第69条 〇栃木県不動産特定共同事 業者名簿等閲覧規則

所 管 課 名	立ま生の夕む	文書等の名称 記載されている主な情報		の方法	見ることが	問覧生の担託	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	ス 書 寺 の 名 柳 	記載されている土は1月報	閲覧•縦覧	写し	できる人	閲覧等の場所	化龙龙刀号
用地課 028-623-2496	事業認定申請書及びその添付書 類の写	起業者の名称、事業の種類、起業 地、事業の認定を申請する理由、事 業計画の概要、起業地・事業計画を 表示する図面等	〇 公告の日か ら2週間		誰でも	起業地が所在する 市町の役場等又は 県用地課	土地収用法第24条第2項又 は第4項
用地課 028-623-2496	起業地を表示する図面	起業地を表示する図面	O 事業の認定 が効力を失 う日等まで		誰でも	起業地が所在する 市町の役場等又は 県用地課	土地収用法第26条の2第2 項又は第3項
用地課 028-623-2496	収用又は使用の手続を保留した土 地について、その手続を開始しよう とする土地を表示する図面	収用又は使用の手続を開始しようとす る土地を表示する図面	O 事業の認定 が効力を失 う日等まで		誰でも	起業地が所在する 市町の役場等又は 県用地課	土地収用法第34条の4第2 項又は第3項
用地課028-623-2496		起業者の名称、事業の種類、申出に 係る土地又は物件の所在地、土地所 有者の氏名・住所等	O 公告の日か ら1ヶ月間		誰でも	収用し、若しくは使 用しようとする一筆 の土地が所在する 市町の役場等又は 県用地課	土地収用法第36条の2第3 項又は第4項
用地課 028-623-2496	裁決申請書及びその添付書類の 写	起業者の名称、事業の種類、事業計画書、起業地・事業計画を表示する図面、土地所有者の氏名・住所等	〇 公告の日か ら2週間		誰でも	収用し、若しくは使 用しようとする土地 が所在する市町の 役場等又は県用地 課	土地収用法第42条第2項又 は第4項
用地課 028-623-2496	添付書類の一部を省略して裁決の申請があった旨の公告	起業者の氏名・住所、事業の種類、裁 決申請に係る土地全体についての所 在・地番・地目等	公告 (2週間)		誰でも	申請に係る土地が所在する市町の役場等又は県用地課	土地収用法第45条第2項又 は第3項
用地課 028-623-2496	明渡裁決申立書及びその添付書 類の写	起業者の名称、事業の種類、土地の 所在・地番・地目等、土地所有者の氏 名・住所等	〇 公告の日か ら2週間		誰でも	収用し、若しくは使用しようとする土地が所在する市町の役場等又は県用地課	土地収用法第47条の4第2 項
用地課 028-623-2496	確認申請書及び土地所有者及び 関係人の同意を得たことを証する 書面の写	協議が成立した土地の所在・地番・地 目・面積、土地所有者及び関係人の 氏名・住所等	〇 公告の日か ら2週間		誰でも	協議が成立した土地 が所在する市町の 役場等	土地収用法第118条第2項

			T	1		1		1
	所管課名	文書等の名称	記載されている主な情報		の 方 法	見ることが できる人	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
ļ	問い合わせ先			閲覧・縦覧	写し	くさる人		
		土地使用権等の取得の裁定申請 書及びその添付書類	事業者の名称・住所、事業の種別、事 業区域、申請理由、特定所有者不明 土地の所在・地番・地目・地積等	O 公告の日か ら6月間		誰でも	用地課	所有者不明土地の利用の円 滑化等に関する特別措置法 第11条第4項
		土地等使用権の存続期間の延長 の裁定申請書及びその添付書類	事業者の名称・住所、事業の種別、事業区域、申請理由、使用権設定土地の所在・地番・地目・地積等	O 公告の日か ら3月間		誰でも	用地課	所有者不明土地の利用の円 滑化等に関する特別措置法 第19条第2項
	用地球 020_622_2406	特定所有者不明土地の収用又は 使用の裁定申請書及びその添付 書類	起業者(施行者)の名称・住所、事業の 種類、特定所有者不明土地の所在・ 地番・地目・地積等	〇 公告の日か ら2週間		誰でも	用地課	所有者不明土地の利用の円 滑化等に関する特別措置法 第28条第1項及び第37条第 2項
	上下水道課 028-623-2499	公共下水道台帳	排水区域・処理区域の面積、排水人口・処理人口、区域内の地名、供用開始年月日	0		誰でも	各市役所、町役場	下水道法第23条第3項
	上下水道課 028-623-2499	流域下水道台帳	排水区域・処理区域の面積、排水人口・処理人口、区域内の地名、供用開始年月日	0		誰でも	下水道管理事務所	下水道法第25条の30

【議会】

1 1145 🗪 1							
所 管 課 名	文書等の名称	記載されている主な情報	公開	の方法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	V B 4 0 11 11	に我で10 C 0 で上は IFTX	閲覧•縦覧	写し	できる人	応見サン例用	क । स्राध्या
県議会事務局 総務課 028-623-3753	政務活動費に係る収支報告書及び当該支出に係る領収書その他の証拠書類の写し並びに収支報告書等修正届	政務活動費の支出に係る収支報告書、領収書その他の証拠書類の写し、収支報告書等修正届	収等べ末かて過翌であ支がと日修長れ日し経のず文をき日らりす日修っ報閲な又正にたかて過翌れ日の報提期の起日るか正て告覧るは届提日ら30す日かか告出間翌算を日ら届は書可と当が出の起日るの遅ら書すの日し経の※に収等能同該議さ翌算を日いい	O 10円/面 (白黒) 80円/面 (カラー)		議事堂政務活動費 閲覧室 (請求の受付:県議 会事務局総務課)	〇栃木県政務活動費の交付 に関する条例第12条 〇栃木県政務活動費の交付 に関する条例施行規程第9条
県議会事務局 総務課 028-623-3703	資産等報告書、資産等補充報告 書、所得等報告書、関連会社等報 告書	栃木県議会議員が保有する資産等の 内容	〇書きき日の 告べ末からの と経知の 日で 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の		誰でも	県議会事務局総務課	○政治倫理の確立のための 栃木県議会議員の資産等の 公開に関する条例第5条第2 項 ○栃木県議会議員の資産等 の公開に関する規程第10条

所 管 課 名 問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	公開の方法		見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
	ス音 寺 の 石 柳	記載で行うでの土は旧邦	閲覧•縦覧	写し	できる人	関見寺の物別	低拠运り等
県議会事務局 総務課 028-623-3753	請負状況等報告書、訂正届	栃木県議会議員の栃木県に対する請 負の状況	〇を間の日本 を開いる日本 を目の日本 の日本 の日本 の日本 の日本 の日本 の日本 の日本		誰でも	県議会事務局総務 課	○栃木県議会議員の請負の 状況の公表に関する規程第4 条第2項 ○栃木県議会議員の請負の 状況の公表に関する規程実 施要領第4条

【行政委員会】

所 管 課 名		=7 ±1	公開(の 方 法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人		
教育委員会 文書館 028-623-3450	管理委任文書	知事が管理する公文書で、管理委任 により館長が引継ぎを受けた文書	0		誰でも	文書館閲覧室	○栃木県立文書館条例第2 条 ○管理委任文書取扱要領第 2条、第4条 ○栃木県立文書館管理運営 要綱第9条、第16条 ○栃木県手数料条例第2条 ○栃木県手数料条例第2条 ○区書館資料複製手数料及 び文書館文書複製手数料の 額に関する規則
教育委員会 文書館 028-623-3450	移管文書	県の機関が管理する公文書で保存年限が到来したもののうち、将来貴重な歴史資料として保存する価値があるものとして館長が移管を受けた公文書	0		誰でも	文書館閲覧室	〇栃木県立文書館条例第2条 〇栃木県立文書館管理規則 第6条 〇栃木県立文書館管理運営 要綱第9条、第16条 〇栃木県手数料条例第2条 〇図書館資料複製手数料及 び文書館文書複製手数料の 額に関する規則
(028-023-3313)	調査の結果に関する調書 不利益処分の原因となる事実を証 す資料	同左	0		当事者等	退職手当管理機関	栃木県行政手続条例第18条 第1項 職員の退職手当に関する条 例の規定に基づく意見の聴 取の手続に関する規則第6条
人事委員会 (028-623-3315) 又は退職手当管理 機関	意見の聴取調書	陳述の要旨、証拠書類等の標目、そ の他参考となるべき事項	0		当事者等	人事委員会事務局 又は退職手当管理 機関	栃木県行政手続余例第24余 第4項 職員の退職手当に関する条 例の規定に基づく意見の聴 取の手続に関する規則第13 条
人事委員会 (028-623-3315) 又は退職手当管理 機関	報告書	主宰者の意見、不利益処分の原因と なる事実に対する当事者等の主張、 理由	0		当事者等	人事委員会事務局 又は退職手当管理 機関	栃木県行政手続条例第24条 第4項 職員の退職手当に関する条 例の規定に基づく意見の聴 取の手続に関する規則第13 条

所 管 課 名	文書等の名称	記載されている主な情報	公開の方法		見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	人音节》石标	記載でもCO・の上から形	閲覧•縦覧	写し	できる人	別見守の物別	成 泛 石 门 寸
監査委員 028-623-3326	包括外部監査契約先の資格書面	包括外部監査契約締結先の資格の証	〇 契約期間		誰でも	監査委員事務局	○地方自治法施行令第174 条の49の25第2項 ○栃木県外部監査契約を締 結しようとする相手方の資格 を証する書面の閲覧に関する 規則
監査委員 028-623-3326	個別外部監査契約先の資格書面	個別外部監査契約締結先の資格の証	O 契約期間		誰でも	監査委員事務局	〇地方自治法施行令第174 条の49の33第2項 〇栃木県外部監査契約を締 結しようとする相手方の資格 を証する書面の閲覧に関する 規則

所 管 課 名	立事体の夕み	コギャル ブルス ナかは起	かている まか は 公 開 の 方 法		見ることが	閲覧等の場所	担加法合体
問い合わせ先	文書等の名称	記載されている主な情報	閲覧•縦覧	写し	できる人	阅見寺の場所	根拠法令等
選挙管理委員会 028-623-2126	選挙運動費用収支報告書	選挙運動に関する寄附(寄附者氏名・ 住所・職業、金額、年月日)、選挙運動 に関する支出(支出先氏名・住所・職 業、支出目的、金額、年月日)	〇 受理した日 から3年間		誰でも	市町村課 (選挙管理委員会)	公職選挙法第192条第4項
選挙管理委員会 028-623-2126	使途等報告書	支部報告書、支部総括文書、監査意 見書	〇 要旨公表日 から5年間		誰でも	市町村課 (選挙管理委員会)	○政党助成法第32条第5項 ○政党助成法の規定による 支部報告書等の閲覧の請求 及び方法に関する規程
選挙管理委員会 028-623-2126	政治資金収支報告書	政治団体に係る収入支出等報告書	〇 要旨公表日 から3年間	O 10円/枚	誰でも	市町村課 (選挙管理委員会)	〇政治資金規正法第20条の 2第2項 〇政治資金規正法の規定に よる少額領収書等の写しの 開示の請求及び閲覧の方法 並びに収支報告閲覧対象文 書の閲覧又は写しの交付の 請求及び方法に関する規程
	政治資金収支報告書に係る少額領収書等の写し	領収書等の写し(金額、日付、支出目 的、発行者(印影)、宛名、取引金融機 関)	〇 要旨公表日 から3年間	O 10円/枚	誰でも	市町村課 (選挙管理委員会)	〇政治資金規正法第19条の 16第1項、第19条の16第1 5項 〇政治資金規正法の規定に よる少額領収書等の写しの 開示の請求及び閲覧の方法 並びに収支報告閲覧対象文 書の閲覧又は写しの交付の 請求及び方法に関する規程

【警察本部】

所 管 課 名	文書等の名称	記載されている主な情報	公 開	の方法	見ることが	閲覧等の場所	根 拠 法 令 等
問い合わせ先	人自守の石物	品集などれたで、の工なIB+K	閲覧•縦覧	写し	できる人	阅复 守 0 7 场 门	
警務課 028-621-0110	退職者の再就職状況	所属長以上の職員の定年退職時の再 就職状況(退職年月日、退職職員の 氏名、退職時の役職名、再就職日、再 就職した民間企業等の名称)	0		誰でも	栃木県警察本部 情報公開室	栃木県警察職員の再就職等 に関する要綱
生活環境課 028-623-3792	古物営業許可	氏名・名称・自動公衆送信の送信元を 識別するための文字・番号・記号その 他符号許可証番号	0		誰でも	公安委員会HP http://www.pref.toch igi.lg.jp/kouan	古物営業法第8条の2
交通規制課 028-623-3808	交通安全特定事業計画	市町の基本構想に基づき策定された交通安全特定事業計画	0		誰でも	http://www.pref.toch	高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法 律第36条第5号